

令和元年度

安城市補正予算書

第124号議案

令和元年度安城市一般会計補正予算（第2号）について

令和元年度安城市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ827,080千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,906,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
40 地方特例交付金		420,000	59,410	479,410
	10 子ども・子育て支援臨時交付金	260,000	59,410	319,410
55 分担金及び負担金		616,662	△1,400	615,262
	5 負担金	616,662	△1,400	615,262
65 国庫支出金		8,426,306	122,370	8,548,676
	5 国庫負担金	5,814,146	141,670	5,955,816
	10 国庫補助金	2,583,258	△19,300	2,563,958
70 県支出金		4,028,269	19,302	4,047,571
	10 県補助金	1,490,506	19,302	1,509,808
80 寄附金		71,000	2,585	73,585
	5 寄附金	71,000	2,585	73,585
90 繰越金		1,500,000	571,053	2,071,053
	5 繰越金	1,500,000	571,053	2,071,053
95 諸収入		2,935,092	53,760	2,988,852
	25 雑入	2,681,648	53,760	2,735,408
歳 入 合 計		69,079,438	827,080	69,906,518

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		6,156,169	26,670	6,182,839
	5 総務管理費	4,811,073	26,670	4,837,743
15 民生費		24,971,597	71,227	25,042,824
	5 社会福祉費	11,283,885	3,502	11,287,387
	10 児童福祉費	12,208,628	67,725	12,276,353
20 衛生費		6,348,080	20,180	6,368,260
	5 保健衛生費	2,736,258	10,000	2,746,258
	10 環境費	3,400,315	10,180	3,410,495
35 商工費		1,684,605	500,000	2,184,605
	5 商工費	1,684,605	500,000	2,184,605
40 土木費		11,602,673	13,500	11,616,173
	10 道路橋りょう費	2,672,699	13,500	2,686,199
50 教育費		11,094,757	195,503	11,290,260
	20 幼稚園費	349,712	124,900	474,612
	25 社会教育費	2,205,956	68,000	2,273,956
	30 保健体育費	4,506,486	2,603	4,509,089
歳 出 合 計		69,079,438	827,080	69,906,518

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路新設改良事業	千円 5,000
	20 都市計画費	土地区画整理事業	20,250

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
廃棄物処理施設整備基本構想策定事業	令和元年度～令和2年度	千円 20,000
東京2020オリンピック聖火リレー実施事業	令和元年度～令和2年度	8,500

第 1 2 5 号議案

令和元年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正
予算（第 1 号）について

令和元年度安城市の安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第
1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌
年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表 繰越明許費補正」によ
る。

令和元年 9 月 3 日提出

安城市長 神 谷 学

別表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
5 安城桜井駅周辺 特定土地区画整理費	5 土地区画整理費	土地区画整理事業	千円 55,000

第126号議案

令和元年度安城市下水道事業会計補正予算（第1号）について

（総則）

第1条 令和元年度安城市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（特例的収入及び支出）

第2条 予算第4条の2中「161,073千円及び552,588千円」を「152,562千円及び194,277千円」に改める。

令和元年9月3日提出

安城市長 神谷 学